

司 法 試 験
重 要 問 題 習 得 講 座
添削オプション問題冊子
刑法・刑事訴訟法



第 1 問

刑 法

以下の事例に基づき、甲、乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

- 1 甲（33歳、女性）は、乙（35歳、男性）と婚姻し、某年11月22日、乙との間に長男Aを出産したものの、Aを出産してから乙と不仲になった。その結果、婚姻後1か月もたたないうちに離婚し、甲が一人でAを育てることになった。
- 2 やがて、Aが四六時中泣き止まないことに対する苛立ちや、周りの友人家族が幸せな結婚生活を送っていることに嫉妬心を感じ始めた甲は、その育児疲れから「なぜ私だけがこんな思いをしなければならないの。私だって幸せになりたい。こんなことならAを生まなければよかった。そもそもこんな状況になった原因は乙がパチンコ通いだったことを隠していたことがいけないんじゃない。Aは乙の子供なんだし、乙に育てさせればいいのよ。」と考えるに至った。そこで、出産から3か月がたったある日、甲は乙が現在住んでいる家までAを運び、乙宅の玄関付近にAを置いて立ち去った。なお、乙宅付近は車や人の出入りがほとんどなかった。さらに、Aが置かれた場所は、草木に覆われており、乙宅前の道路からはAが見えない状態だった。また、甲がAを置いていった当時、乙は外出していた。
- 3 甲がAを放置してから10時間後、乙は、外出先から帰宅すると、玄関わきに置き去られているAを発見したものの「何で別れた女の子供がこんなところに置かれてるんだ。まあ、俺の子供じゃないし、放っておいて死んでくれれば好都合だな。」と考え、Aをそのまま放置した。
- 4 翌日、犬を散歩させていた歩行者が乙宅前を通りかかった際、犬が激しく叫んだことをきっかけに偶然Aが草むらに放置されていることが発覚し、病院に運ばれたAは一命をとりとめた。

第 17 問

刑 法

以下の事例に基づき、甲の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

Aの唯一の法定相続人である甲は、相続によりAの全財産を手に入れるため、Aを自動車で人気のない山中に連れて行って殺害する計画を立てた。甲はAを殺害するための包丁を用意して自動車でAの家に赴き、荷物を持って来たので家の中に運ぶのを手伝ってほしいと言ってAを呼び出した。そして、トランクの中を覗き込んだAの後頭部を包丁の柄の部分で強打して意識を失わせ、意識を回復しても声を出せないように手拭いで猿ぐつわをかまして口と鼻を覆った上でトランクに閉じ込め、約5キロメートル離れた山中に向かって出発した。約10分後、車が殺害予定現場に到着し、甲がトランクの蓋を開けたところ、Aは手拭いで口と鼻を覆われたことによって窒息し、既に死亡していた。なお、甲は、トランクに閉じ込めただけでAが死亡するとは思ってもいなかった。

第 29 問

刑 法

以下の事例に基づき、【設問 1】及び【設問 2】について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（業務妨害罪及び特別法違反の点を除く。）。

- 1 X（男性、17歳）は、私立A高校（以下「A高校」という。）に通う高校2年生であり、A高校のPTA会長を務める父甲（40歳）と二人で暮らしていた。
- 2 7月某日、Xは、他校の生徒と殴り合いのけんかをして帰宅した際、甲から、顔が腫れている理由を尋ねられ、他校の生徒とけんかをしたことを隠そうと思い、とっさに甲に対し、「数学のY先生から、試験のときにカンニングを疑われた。カンニングなんかしていないと説明したのに、Y先生から顔を殴られた。」とうその話をしたところ、甲は、何ら調査を行うことなくその話を信じた。

甲は、かねてからYに対する個人的な恨みを抱いていたことから、この機会に恨みを晴らそうと思い、YがXに暴力を振るったことをA高校のPTA役員会で問題にし、そのことを多くの人に広めようと考えた。そこで、甲は、PTA役員会を招集した上、同役員会において、「2年生の数学を担当する教員がうちの子の顔を殴った。徹底的に調査すべきである。」と発言した。なお、同役員会の出席者は、甲を含む保護者4名とA高校の校長であり、また、A高校2年生の数学を担当する教員は、Yだけであった。

- 3 前記PTA役員会での甲の発言を受けて、A高校の校長がYやその他の教員に対する聞き取り調査を行った結果、A高校の教員25名全員にYがXに暴力を振るったとの話が広まった。Yは同校長に対し、Xに暴力を振るったことを否定したが、当分の間、授業を行うことや甲及びXと接触することを禁止された。

【設問 1】

甲の罪責について、論じなさい。なお、甲には、公益を図る目的はなかったものとする。

【設問 2】

仮に、「甲は、かねてからYに対する個人的な恨みを抱いていたことから、この機会に恨みを晴らそうと思」ったという事情はなく、甲が教育現場の問題を明らかにすることが公益を図ることにつながるという信念から、専らそのような目的で問題文中の発言をした場合における甲の罪責について、論じなさい。なお、甲の発言内容が公共の利害に関することは前提としてよい。

（司法試験 平成30年度 第1問 改題）

第 31 問

刑 法

以下の事例に基づき、甲、乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（建造物侵入罪及び特別法違反の点を除く。）。

- 1 A会社の技術職員甲は、同社が多額の費用を投じて研究開発した新技術に関する機密資料を研究の便宜から自分の研究室に保管し、時折は研究のため自宅に持ち帰っていた。なお、甲の研究室の壁には会社から各部署にあてた通達を記した紙が貼られており、そこには「機密資料の持ち出しは研究目的に限り認めるが、必ず所定の保管場所に速やかに戻すこと。機密資料は研究者ではなくあくまで会社の所有物であることを忘れないように。」と記載されていた。他方、A会社とライバル企業であるB会社の社員乙は、甲の大学時代の先輩であり、就活から結婚まで面倒を見てもらったことから、甲は乙に対して恩義を感じていた。
- 2 ある日、乙は自身が担当するB会社の新規プロジェクトに失敗し、上司から「次はないぞ。もし次も失敗したらお前を降格させる。」と言われて焦っていたところ、甲がA会社の機密資料を持ち運びしていることを思い出し、A会社の機密を不正に獲得することを企てた。乙は、甲に対し、「いつもお前が持ち歩いているA会社の機密資料を盗み出してコピーした資料を俺に渡してくれないか。その資料を使ってB会社の商品開発に活用したいんだ。俺は次の事業で絶対に成功しないとイケないんだ。頼む。ただでとは言わないよ。機密資料の引渡しと交換に、俺のポケットマネーから300万円を渡そう。なあ、頼む。一生のお願いだ。」と述べ、具体的な犯行計画も伝えた。これに対して、甲は悩んだものの、300万円は魅力的であるし、乙先輩のためなら仕方がないと考えて承諾した。
- 3 甲は、コピーを作成する目的で当該資料を一旦社外に持ち出し、近くのコピーサービスでコピーを一部作成し、30分後に当該資料を会社の保管場所に返却した。
- 4 その後、甲は、発覚をおそれてそのコピーを渡さずにいたが、乙に督促されたため、個人的に所有する別の資料のコピーをA会社の機密資料のコピーであると偽って乙に渡し、300万円を受け取った。

（旧司法試験 平成元年度 第2問 改題）

第 42 問

刑 法

以下の【事例】を読んで、後記〔設問〕について、答えなさい。

【事例】

甲は、Aを騙してAが口座を開設していたB銀行のキャッシュカードと同口座の暗証番号を手に入れたため、自宅近くのコンビニエンスストアにおいてATMにキャッシュカードを挿入した。もっとも、騙されたことに気付いたAが交番に駆け込み、警察からB銀行に連絡が入ったことで取引停止措置がなされていた。そのため、甲は現金の引き出しができず、ATMの前で携帯電話を使ってA方に電話をかけてAと会話していた。同店内において、そのやり取りを聞いていた店員C（男性、20歳）は、不審に思い、電話を切ってそそくさと立ち去ろうとする甲に対し、甲が肩から掛けていたショルダーバッグを手でつかんで声をかけた。甲は、不正に現金を引き出そうとしたことで警察に突き出されるのではないかと思い、Cによる逮捕を免れるため、Cに対し、「引っ込んでろ。その手を離せ。」と言ったが、Cは、甲のショルダーバッグをつかんだまま、甲が店外に出られないように引き止めていた。

その頃、同店に買物に来た乙（男性、25歳）は、一緒に万引きをしたことのあった友人甲が店員のCともめている様子を見て、甲が同店の商品をショルダーバッグ内に盗み入れてCからとがめられているのだらうと思い、甲に対し、「またやったのか。」と尋ねた。甲は、自分が万引きをしたと乙が勘違いしていることに気付きつつ、自分がこの場から逃げるために乙がCの反抗を抑圧してくれることを期待して、乙に対し、うなずき返して、「こいつをなんとかしてくれ。」と言った。乙は、甲がショルダーバッグ内の商品を取り返されないようにしてやるため、Cに向かってナイフ（刃体の長さ約10センチメートル）を示しながら、「離せ。ぶっ殺すぞ。」と言い、それによってCが甲のショルダーバッグから手を離して後ずさりした隙に、甲と乙は、同店から立ち去った。

〔設問〕 【事例】において甲が現金を引き出そうとした行為に窃盗未遂罪が成立することを前提として、【事例】における乙の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

なお、論述に際しては、以下の①及び②の双方に言及し、自らの見解（①及び②で記載した立場に限られない）を根拠とともに示すこと。

- ① 乙に事後強盗の罪の共同正犯が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
- ② 乙に脅迫罪の限度で共同正犯が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

（司法試験 令和元年度 設問2 改題）

第 59 問

刑 法

以下の事例に基づき、甲の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

- 1 甲は、A高校を卒業した者であるが、A高校の校則が厳しかったことから充実した高校生活を送れなかったと考え、その仕返しをしようと考えた。そこで、甲は、ある日の深夜、何か嫌がらせができないかと考えながら、A高校の敷地内へ立ち入った。
- 2 A高校には、校舎のほかに体育館と教師が寝泊まりするための宿舎があり、宿舎を中央にして、それぞれ10メートルほどの木造の渡り廊下でつながっていたところ、宿舎で甲の担当教諭を務めており、日頃から甲を叱りつけていたBが宿直を務めているのを発見した。そこで、甲は、体育館に火をつけて、Bを困らせてやろうと考え、体育館の裏手にある倉庫内に火のついた新聞紙を投げ入れて、その場から逃走した。新聞紙は、倉庫内に保管されていたマットの下に落ちたため、火はマットに燃え移り、マットが全焼したものの、マットから倉庫に燃え移ることはなかった。なお、倉庫と体育館は一つの建造物と考えてよく、また甲が倉庫内に火のついた新聞紙を投げ入れた時、体育館は無人であったものとする。

第2問

刑事訴訟法

【事例】

- 1 警察官P及びQは、深夜にパトカーで警ら中、信号が青色に変わっても発進しない自動車（以下「本件車両」という。）に気付き、運転者が寝ているか酒を飲んでいるのではないかと考え、拡声器を使用して路肩に停車するよう呼びかけた。すると、本件車両は動き出したが、路肩には移動せず、そのまま直進を開始した。Pらは、サイレンを鳴らし、停止を求めながら追跡したところ、3キロメートルほど移動した地点でようやく本件車両は停止した。
- 2 Pは、本件車両を運転していたXを降車させ、職務質問を実施した。その結果、Xが免許証を携帯していないことが判明したが、同時に、呂律が上手く回らない様子であり、明らかに正常ではないことがうかがわれた。さらに、PがXの氏名等から前歴を照会したところ、Xには覚醒剤使用の前歴があることも確認された。
Pは、Xが覚醒剤等の禁止薬物を所持しているのではないかと疑い、Xに対して、所持品や本件車両内を調べさせてもらいたいと伝えた。Xはこれを拒否し、Pによる再三の説得にも応じなかった。
- 3 Pは、Xが頑なに拒否する様子から、禁止薬物を所持しているに違いないと確信し、何としても所持品等を調べなければならないと考えた。そして、Xに対し、「ポケットを触らせてもらうぞ。構わないな。」と申し向けた。PのしつこさにうんざりしていたXは、半ばやけになり、「勝手にしろ。」と述べた。Pは、Xの承諾が得られたものと理解し、①着衣の上から各ポケットを触って所持品の有無を確かめた。

【設問1】

下線部①の行為の適法性について論じなさい。なお、職務質問（警察官職務執行法第2条第1項）の要件は充足されていたものとする。

【事例（続き）】

- 4 Xの着衣から不審な物は発見されなかったが、Pは納得がいかず、Xに対し、「とりあえず車を調べさせてくれ。やましいことが無いなら問題ないだろ。」と申し向けた。Xは既に抵抗する気力を失っており、Pの要求を明示的に拒否することはしなかったが、承諾する旨の言葉を発することもしなかった。しかし、PはXが暗黙のうちに承諾したものと理解し、Qに対して本件車両内を調べるように指示した。
Qは、②懐中電灯を使用しながら、容易に目視できる範囲にとどまらず、座席の背もたれを前に倒したりシートを前後に動かしたりして、本件車両の中を隈なく調べた。その結果、運転席の下から白い結晶状の粉末が入ったビニール袋1袋を発見

した。

〔設問 2〕

上記 1 ないし 4 の事実関係を踏まえて、下線部②の行為の適法性について論じなさい。なお、職務質問の要件は充足されていたものとする。

第 13 問

刑事訴訟法

- 1 司法警察員Kは、いわゆるオレオレ詐欺の事案で、「受け子」として被害者から現金を受け取ろうとしたXを逮捕した。

その後の取調べにおいて、Xは事実を素直に認め、犯行グループの実態についても詳細に説明した。その結果、犯行グループはA市内にあるBマンション205号室（以下「205号室」という。）を拠点としていること、同所には受け子らへの指示役として甲が常駐していること、甲は定期的に名簿業者から個人情報を購入していること、購入した個人情報はUSBメモリに記録された状態で205号室に郵送されてくることが判明した。

また、Xによれば、甲は常に警察の捜査を警戒しており、上記USBメモリにはパスワードをかけ、その入力を一度でも間違えればデータが消去されるようにしているとのことであった。

- 2 Kは、甲ほか複数名を被疑者とする詐欺の事実で搜索差押許可状を請求し、搜索すべき場所を「205号室」、差し押さえるべき物を「本件に関係ありと思料されるUSBメモリ」等とする搜索差押許可状の発付を受けた。その上で、司法警察員Qらとともに205号室に赴き、甲を立会人として同所の搜索を開始した。

搜索開始から数分後、宅配業者が訪れ、甲宛ての小包を配達し、甲がこれを受領した。Kは、甲に対して小包の中身を見せるように要求したが、甲がこれを拒んだため、①甲から小包を取り上げた上で中身を搜索した。しかし、小包の中身はUSBメモリではなく、明らかに本件と関係しない物件しか発見されなかった。

一方、Qは、室内のデスク上に複数のUSBメモリが置かれているのを発見した。甲は、「どれも未使用なので、データは保存されていませんよ。そこにあるパソコンで確認してみてください。パスワードは全て『0000』のままですから。」と述べたが、Qはこれに応じず、②データの有無や内容を確認することなく全USBメモリを差し押さえた。

- 3 Qは、警察署に戻ると、専門職員に依頼して、③差し押さえたUSBメモリに記録されたデータを解析した。その結果、いずれのUSBメモリにも多数の個人情報が記録されていることが判明し、その中には過去に発生した被害者の情報も含まれていることが確認された。

〔設問〕

上記①ないし③の各捜査の適法性について論じなさい。

第 31 問

刑事訴訟法

【事例】

検察官 P は、「被告人は、乙と共謀の上、令和 5 年 5 月 20 日午前 1 時ころ、A 町所在の V 方に勝手口の施錠を外して侵入し、そのころ、同所において、同人所有の現金 1000 万円等在中の金庫 1 個を窃取した」との公訴事実により、甲を住居侵入及び窃盗の各共同正犯の罪で起訴した。

公判期日において、甲の弁護士 L は、裁判長に対し、「本件の公訴事実には、共謀の日時・場所・方法が示されておらず、また、実行行為者も示されていない。ついては、検察官に対し、これらの点を釈明するように求められたい」と申し出た。

〔設問 1〕

裁判長は、検察官に対し、L の申出のとおり求釈明すべき義務を負うか。

【事例（続き）】

裁判長が L の申し出た事項につき釈明を求めたところ、検察官は、「甲乙間の共謀は、同月 18 日、甲方での話合いによって成立したものである。また、住居侵入及び窃盗の実行行為者は乙である」と釈明した。これを受けて、L は、甲が乙と共謀したとの事実を争うこととし、同日における甲及び乙の行動を示す証拠を提出する方針を立てた。

その後の審理を経て、裁判所は、「同日に甲方で話合いが行われた事実を認めることはできないが、同月 16 日に同所で話合いが行われ、甲乙間に共謀が成立したと認めることが可能である」との心証を形成した。

〔設問 2〕

- 1 下線部の検察官による釈明事項は、訴因の内容となるか。
- 2 裁判所が、「甲と乙は、令和 5 年 5 月 16 日、甲方での話合いにより、V 方に侵入して窃盗を行う旨の謀議を遂げた」との事実を認定して有罪判決を下すためには、どのような措置を講じる必要があるか。

第 39 問

刑事訴訟法

- 1 令和6年1月31日の水曜日、何者かがV（60代・男性）の住居に侵入し、R社製高級腕時計5本を窃取する事件が発生した。警察官KがVからの事情聴取や現場の見分を行ったところ、次のような事実が判明した。

Vは2階建て住居に一人で暮らしており、第三者が同所に入出入りすることはない。Vが被害に気付いたのは、同日深夜に仕事から帰宅した時である。その際、2階北側の窓が開放されており、その付近の床には何者かの靴跡が付いていた。Vは2階の窓を開けっぱなしにして出掛けることが多く、また、毎週水曜日は決まって残業になるとのことであった。

そのほか、V方の正面に位置する住居の防犯カメラ画像には、同日夜間に若い男がV宅の前を何度も行き来する様子が写っていたが、その男の特定には至らなかった。

- 2 同年3月20日、A（50代・女性）が警察署を訪れ、対応したKに対し、次のような申告をした。

数日前にAの息子Yが交通事故により死亡した。その遺品を整理していたところ、Yの手帳数冊が見つかった。内容を確認すると、3年前から毎日のように日々の出来事が書き留められていたが、同年1月20日の欄には、「先輩Xから呼び出し」、「盗みをやれとの指示」、「断れば昔のことをバラされる」、「やりたくない」との記載があり、さらに、同月30日の欄には「Xから明日やれとの指示」、「もうやるしかない」と記載されていた（以下、かかる記載のある手帳を「本件手帳」という。）。

また、KがAに対して上記防犯カメラ画像を見せたところ、「写っているのはYに間違いなし」との回答が得られた。その後、現場から見つかった指紋がYの指紋の一致することも確認され、V方に侵入した犯人はYであると判断された。

- 3 さらに、Kは、Yの交友関係を調査し、Xを特定した上で、X方の搜索を実施した。その結果、ノート1冊を発見し、「V、家族無し、60代・男、R社時計コレクター、水曜日、2階窓、Yにやらせる」との記載が確認されたことから、これを差し押さえた（以下、同ノートを「本件ノート」という。）。

なお、V方に侵入した犯人がYであると判明したことは一切報道されていなかった。

- 4 その後、Xは住居侵入及び窃盗の各共同正犯の事実で逮捕・勾留され、起訴された。Xは、捜査段階から一貫して、事件への関与を否認している。

以上を前提として、以下の各設問に答えなさい（各設問は相互に独立した問いである。）。

〔設問1〕

検察官が、立証趣旨を「Y作成の手帳の存在及び内容」として本件手帳の取調べを

請求し、これに対して弁護人が不同意の証拠意見を述べたとする。この場合の本件手帳の証拠能力について論じなさい。

〔設問２〕

検察官が、立証趣旨を「X方から発見されたノートの内容及び内容」として本件ノートの取調べを請求し、これに対して弁護人が不同意の証拠意見を述べたとする。この場合の本件ノートの証拠能力につき、立証上の利用方法を二つ想定して論じなさい。

なお、本件ノートの作成者がXであることは他の証拠から認定できるものとする。

